

所有権移転外ファイナンス・リース取引における借手側の減価償却計算

<改正のポイント>

(1)内容

- 従来の会計基準では残価保証額を残存価額としたが、新リース会計基準では**残存価額をゼロ**とする。
- 税法における所有権移転外リース取引に係るリース資産について、2027(令和9)年4月1日以後に締結された契約に係るリース資産は取得価額に含まれている**残価保証額を控除せず、備忘価額(1円)まで償却**する(※1)。

※1 2027(令和9)年3月31日までに締結された契約に係るリース資産については、2025(令和7)年4月1日以後開始する事業年度から改正後のリース期間定額法を適用可能とする経過措置あり

